

## 不正の方法により学位の授与を受けた事実の概要

神戸大学では、牛志玲氏（人間発達環境学研究科博士課程後期課程＝教育・学習専攻＝平成 23 年 3 月 25 日修了）の学位論文「日本と中国における国際理解教育の比較研究－全人的な地球市民の育成－」に下記の通り不正行為（無断引用）があることが判明し、学位授与の取り消し及び学位記の返還を決定した。

### 1. 不正行為発覚の経緯

平成 23 年 8 月、東京都在住の研究者から、「神戸大学人間発達環境学研究科研究紀要」第 4 巻第 2 号（平成 23 年 3 月）に掲載されている牛氏の論文が、学術雑誌に掲載した自身の論文と内容、表現が酷似しているのを調べてほしいとの連絡が入った。人間発達環境学研究科はただちに研究科内に調査委員会を設置し、同年 10 月に研究科教授会が無断引用と認定した。

また、研究紀要掲載論文が学位論文においても使用されていることから、同月、研究科内に学位論文調査委員会を設置した。平成 24 年 1 月に研究科教授会は、当該学位論文が不正の方法により学位を取得したと認定した。同研究科からの発議により、同年 2 月に教育研究評議会は、本事案について全学的な観点から検証を行うため調査委員会を設置した。

### 2. 不正行為の内容

牛氏の執筆した学位論文「日本と中国における国際理解教育の比較研究－全人的な地球市民の育成－」の序章、第 1 章、第 3 章、第 5 章に不適切な引用があった。

特に、第 5 章の中心をなす意識調査に関する「考察」において、大部分が無断引用であると認められた。

### 3. 学位取り消しの決定

平成 24 年 10 月 18 日開催の第 113 回教育研究評議会において審議の結果、神戸大学学位規程第 22 条第 1 項（不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき）に該当することから、学位の取り消し及び学位記の返還が裁定された。

また同日、教育研究評議会における裁定結果を本人に通知した。

### 4. 再発防止に向けての取組

本学は、再発防止に向けて以下の取組を強化する。

- (1) 「神戸大学における学術研究に係わる不正行為の防止等に関する規則」及びパンフレット「学術研究に係わる不正行為の防止に向けて」の見直し
- (2) 研究倫理意識の醸成
- (3) 論文指導・学位論文審査体制の一層の厳格化
- (4) その他、不正行為の再発防止に関する方策の検討